

公告第 84 号
令和 7 年 10 月 1 日

ネクステージグループ健康保険組合
理事長 白田 公成



令和 7 年 9 月 30 日現在の組合平均標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定により、令和 7 年 9 月 30 日現在の当組合平均標準報酬月額を算定いたしましたので、公告します。

記

平均標準報酬月額	339,227 円
標準報酬月額	340,000 円
標準報酬日額	11,330 円

尚、平均標準報酬月額とは、令和 7 年 9 月 30 日現在における当組合の全被保険者の標準報酬月額の平均です。

任意継続被保険者の保険料は、令和 4 年 9 月 1 日任意継続被保険者資格取得分より、退職時の標準報酬月額にて算定しています。

以上